

自治会等のイベントごみの処理手数料の減免について

地域の自治会等の夏祭りや運動会等のイベントで生じたごみの処理手数料の減免については、次のとおり取扱います。

1. 対象となるごみ

- ①学区自治連合会、地域の自治会・子ども会・婦人会等が、②地域コミュニティの形成や自治協働活動を図る目的で実施又は参加する場合の、③祭りや運動会、文化祭などのイベントで生じたごみで、④関係課(自治協働課、市民スポーツ課等)において確認ができるもの。
- ごみの種類…家庭ごみに準じて、「燃やせるごみ」「プラスチック製容器包装」「かん」「びん」「ペットボトル」に分別して、透明袋に入れてください。

2. 処理手数料の減免手続について

(1) 減免申請書の提出

- 廃棄物減量推進課において、事業系ごみの搬入申し出時に、「廃棄物処理手数料減免申請書」を提出してください(申請書には押印が必要)。
- 申請者(ごみの排出者)
学区自治連合会、地域の自治会・子ども会・婦人会等の団体。
- 廃棄物の内容
「燃やせるごみ」「プラスチック製容器包装」「かん」「びん」「ペットボトル」のごみの種類を記入してください。
- 減免申請の理由
「〇月〇日の〇〇〇(イベント名)で生じたごみ」と記入してください。
- 廃棄物減量推進課から、関係課(自治協働課、市民スポーツ課等)へ、イベントの開催について確認をします。
☆ 確認に時間がかかることもあります。事前に相談いただければ円滑にできることもあります。
- 確認ができれば、「事業系一般廃棄物搬入受付書」と一緒に「廃棄物処理手数料減免承認書」をお渡しします。

(2) 処理施設への搬入時

計量窓口において、「事業系一般廃棄物搬入受付書」と一緒に「廃棄物処理手数料減免承認書」を提出してください。

(3) 収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託する場合の注意点

許可業者が、廃棄物減量推進課において、事業系ごみの搬入申し出を行う必要があります。その際、予め団体が作成した「廃棄物処理手数料減免申請書」を許可業者に渡しておいてください。又は、許可業者と一緒に廃棄物減量推進課までお出でください。

なお、ごみの搬入時の処理手数料は免除できますが、収集運搬料金は許可業者にお支払いいただきます。

3. ごみの区分

- 事業系一般廃棄物として処理します。

◇ 家庭生活に伴って生じたごみではなく事業系ごみとするが、廃掃法に規定された「事業活動に伴って生じた」ごみではないので廃プラスチック(プラスチック容器包装、ペットボトル)、かん、びんも一般廃棄物と位置付ける。

4. 注意点

- 家庭ごみの集積所には出さないでください。(ただし、各個人が持ち帰った弁当がら等は、各個人の家庭ごみとしてお出してください)

- 処理施設

燃やせるごみ→北部クリーンセンター、環境美化センター

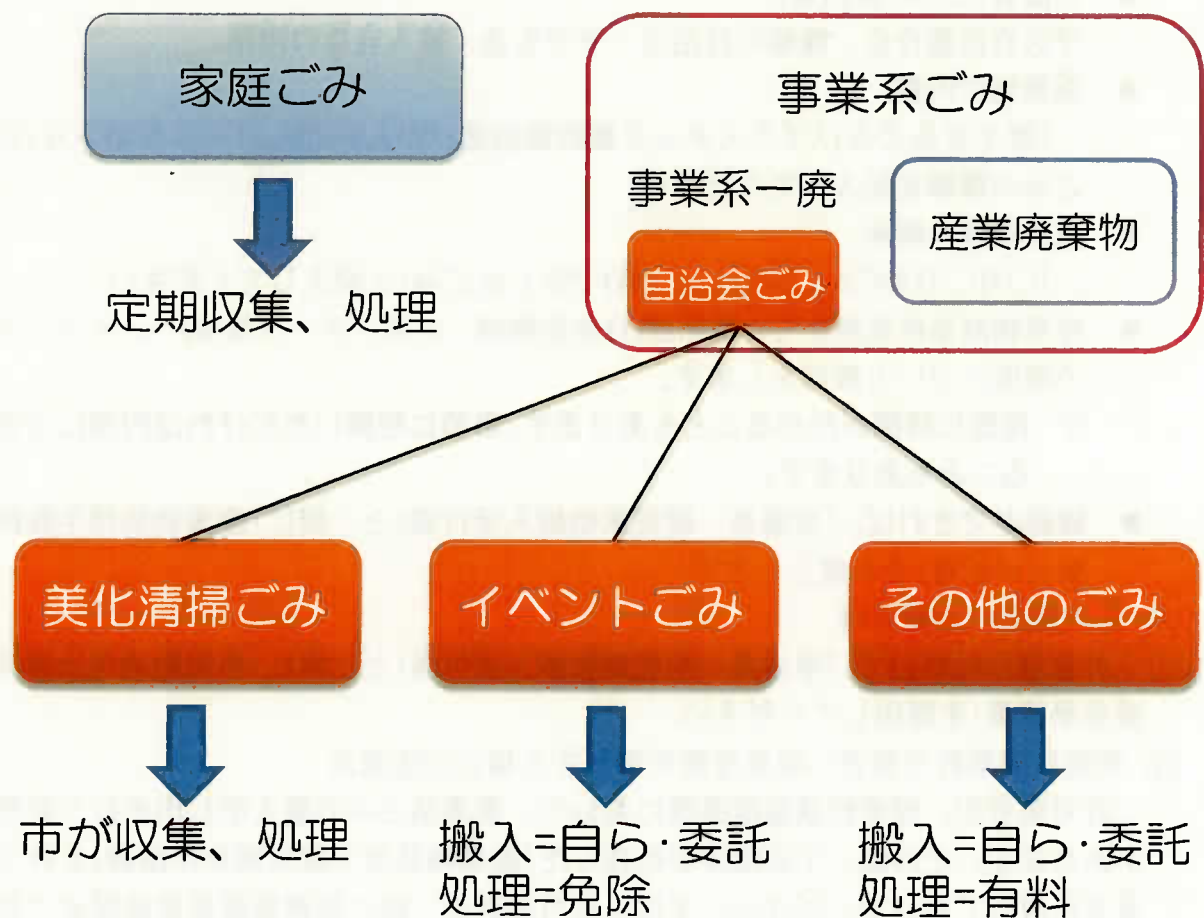
プラ容器→北部クリーンセンター

かん、びん、ペットボトル→北部クリーンセンター、大津クリーンセンター

5. 減免の実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

《参考》ごみの区分と取り扱いについて



自治会等のイベントごみの処理手数料の減免について～手続の流れ～

